

第 号
年 月 日

様

坂出市長

㊟

補助金額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした（耐震診断費等・耐震改修費等）補助事業については，坂出市緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金交付要綱第 19 条の規定により，条件を付して下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1	確定補助金額	金	円
	交付決定補助金額	金	円
	交付済補助金額	金	円
	返還金額	金	円

- 2 補助事業内容 耐震診断費等（耐震診断・補強設計）
耐震改修費等（耐震改修・建替え・除却）

3 確定した条件

- 1) この補助金は，坂出市緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金交付要綱に基づくもので，この目的以外に使用してはなりません。
- 2) 市長が必要があると認めるときには，当該職員に書類検査させ，または補助事業等の執行状況について実地検査をすることがあります。
- 3) 市監査委員から要求があるときは，いつでも監査を受けなければなりません。
- 4) 坂出市緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金交付要綱の規定に違反した場合は，交付の決定を取り消し，補助金の返還を求めることになります。